

内閣参質二一―第三号

令和五年二月十日

内閣総理大臣 岸田 文雄

参議院議長 尾辻 秀久 殿

参議院議員石垣のりこ君提出国家防衛戦略に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員石垣のりこ君提出国家防衛戦略に関する質問に対する答弁書

一について

国家防衛戦略（令和四年十二月十六日閣議決定）における、お尋ねの「インド太平洋地域」については、正確な定義があるわけではないが、おおむねアジア太平洋からインド洋を経て中東・アフリカに至るまでの地域をいう。

二及び三について

お尋ねの「インド太平洋地域でも生起し得る」とされている「力による一方的な現状変更」については、例えば、インド太平洋地域において、武力による威嚇や武力の行使その他の力による一方的な行為によって、領域の現状を一方的に変更して既成事実を作ろうとすること等を念頭に置いているものであるが、お尋ねの「実施する主体」として念頭に置いているのは、必ずしも、御指摘の「国際連合安全保障理事会常任理事国であり、かつ、・・・「核兵器国」である国家」に限定されるものではない。

四について

国家防衛戦略における御指摘の記述については、政府が収集し、分析したウクライナ及びロシアの軍事

力に係る情報を含むロシアによるウクライナ侵略に係る情報を踏まえて総合的に検討し、判断したものであるが、これ以上の詳細については、事柄の性質上、お答えすることは差し控えたい。